

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

輪之内町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

輪之内町長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表一 第30号 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答2. 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書3. 保険給付の支給4. 一部負担金に係る措置5. 一時差止め6. 保険料の徴収又は保険料の賦課 <p>中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会・提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	総合行政システム(国民健康保険(給付)、宛名管理)、国保総合システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険(給付)ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項 番号法別表第一の定める事務を定める命令 第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、25、25条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法別表第二(第42、43、44、45、46項)・別表第二省令(第25、25条の2、26条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課 住民係
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 庶務係 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1 0584-69-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 庶務係 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1 0584-69-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月5日	I-1-③ システムの名称	総合行政システム(国民健康保険(給付)、宛名管理)、国保総合システム、中間サーバー	総合行政システム(国民健康保険(給付)、宛名管理)、国保総合システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事前	重要な変更であるため。
平成29年8月1日	I-1-② 事務の概要	番号法別表1項番 30	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表一第30号	事後	
平成29年8月1日	I-1-③ システムの名称	総合行政システム(国民健康保険(給付)、宛名管理)、国保総合システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	総合行政システム(国民健康保険(給付)、宛名管理)、国保総合システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成29年8月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項	番号法第9条第1項、別表第一 第30項 番号法別表第一の定める事務を定める命令第16条、第24条	事後	
平成29年8月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44,45の項並びに地方税法703条の4等	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、25、25条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二(第42、43、44、45、46項) ・別表第二省令(第25、25条の2、26条)	事後	
平成29年8月1日	I-5-② 所属長	住民課長 岩津 英雄	住民課長 高橋 博美	事後	
平成29年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	住民課長 高橋 博美	住民課長 野村 みどり	事後	
平成30年8月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	I-5-② 所属長の役職名	住民課長 野村 みどり	住民課長	事後	評価様式の変更
令和1年6月25日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価様式の変更
令和2年6月19日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月19日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月22日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、25、25条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二(第42、43、44、45、46項) ・別表第二省令(第25、25条の2、26条) 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、25、25条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二(第42、43、44、45、46項) ・別表第二省令(第25、25条の2、26条) 	事前	法改正に伴う変更 (令和3年9月1日施行)
令和3年6月22日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月22日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和5年8月2日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	
令和5年8月2日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	